

答申第 630 号

平成 29 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長職務代理者 交告 尚史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 28 年 5 月 27 日付けで諮問された特定県債残高に関する文書不存在の件（諮問第 706 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定県債残高に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年3月25日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、平成26年度末県債実額残高について、定時償還方式及び満期一括償還方式別に整理された資料（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年4月6日付けで、本件対象文書は不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年4月18日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに当審査会での同人の口頭意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成26年度末現在において、県債が存在していることは間違いなく、定時償還方式及び満期一括償還方式の年度別県債残高のデータが、電算処理されていることは確実である。県債に関するデータが電算処理されているのであれば、本件対象文書は容易に作成することができ、本件対象文書が存在しないことはあり得ない。
- (2) 平成26年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書（以下「決算審査意見書」という。）において、定時償還方式県債残高781,801,666,042円及び満期一括償還方式県債残高3,327,138,150,000円の合計額として、一般会計の県債残高総額4,108,939,816,042円が適正なものとして認められており、しかるべき帳票類等により、かかる金額の適正さがチェックされているはずである。これを前提とすれば、当該帳票類等が本件対象文

書に該当するはずである。

- (3) 現在の県債残高の管理方法は不適切なものである。
- (4) 満期一括償還方式を採用している県債の償還にあたり、一般財源が充当されている等の不適切な運用があり、改善すべきである。
- (5) 実施機関は、審査請求人からの問合せ等に対し、応答を行っておらず、かかる行為は、審査請求人の知る権利を侵害するものであるから、これを正すべきである。

#### 4 実施機関（総務局財政部財政課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明聴取における説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県債は、その借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還状況等の情報を入力した「起債管理システム」により管理を行っているところ、同システムの主な利用目的は、毎月行われる県債償還事務の管理と予算編成時における次年度県債償還額の算出にある。
- (2) 県債償還事務の管理や予算編成時における次年度償還額の算出にあたっては、償還方式ごとに県債残高を区分して集計する必要性はなく、また、予算編成時に議会に提出する資料や決算審査意見書に、償還方式ごとの県債残高を記載していないことから、償還方式ごとに県債残高を区分して集計する必要性がないことは明らかである。

したがって、「起債管理システム」には、その必要性が存在しないことから、償還方式ごとに県債残高を管理する機能や償還方式そのものに関するデータを出力する機能、償還方式ごとの県債残高が記載された帳票を出力する機能は備わっておらず、また、本件対象文書を作成する必要性そのものがないことから、同システムから出力されるデータを元に、本件対象文書を作成したこともない。

よって、本件対象文書は不存在である。

- (3) なお、審査請求人は、決算審査意見書において、一般会計の県債残高総額が適正なものとして認められているため、同残高を構成する定時償還方式及

び満期一括償還方式県債残高についても、しかるべき帳票類等により確認されているはずである旨主張するが、決算審査意見書には、償還方式ごとの県債残高は記載されておらず、償還方式ごとの合計として県債残高総額が確認されているわけではなく、「起債管理システム」から出力した「会計別・借入先別現在残高表」に基づき、監査事務局が作成しているものであり、本件対象文書に該当する償還方式ごとに県債残高を集計した帳票類が存在するわけではない。

- (4) また、補足ではあるが、前記(2)のとおり、「起債管理システム」からは、償還方式ごとの県債残高が記載された帳票を出力することはできないものの、同システムから出力できる帳票であって、既に審査請求人に交付済である「会計別・借入先別現在残高表」の特定部分を加算することにより、償還方式ごとの県債残高を容易に算出することができ、このことは審査請求人にも説明済みである。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第20条の規定に基づき審査請求人からの口頭意見を聴取するとともに、条例第19条第3項の規定に基づき実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

### (2) 本件対象文書の存否について

審査請求人は、県債に関するデータが電算処理されている以上、本件対象文書が存在するはずである旨主張しているため、この点に関し、以下、検討する。

当審査会で確認したところ、県債残高については、県債の借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還状況等の情報が入力された「起債管理システム」により、管理されていることが認められ、県債に関するデータが電算処理されているという審査請求人の主張は事実であると認められる。

しかしながら、同システムの主な利用目的は、毎月行われる県債償還事務の管理と予算編成時における次年度県債償還額の算出にあり、これらの事務

を執り行うに当たり、償還方式ごとの県債残高を算出する必要性がないため、同システムには償還方式ごとに県債残高を管理する機能や償還方式そのものに関するデータを出力する機能、本件対象文書に該当する帳票を出力する機能が備わっておらず、同システムの出力帳票としての本件対象文書は不存在であること、また、本件対象文書を作成する必要性そのものが存在しないため、同システムから出力したデータを元に本件対象文書を作成したこともなく、本件対象文書は不存在であるとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、決算審査意見書において、一般会計の県債残高総額が適正なものとして認められているため、同残高を構成する定時償還方式及び満期一括償還方式県債残高についても、しかるべき帳票類等により確認されているはずである旨主張するが、当審査会で確認したところ、実施機関が説明するように、決算審査意見書は、実施機関が監査事務局に提供した「会計別・借入先別現在残高表」に基づいて作成され、償還方式ごとに県債残高を集計した帳票類に基づき作成されたものではないと認められる。したがって、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。

### (3) その他

審査請求人は、前記3(3)ないし(5)のとおり、実施機関による県債残高の管理方法や償還の運用に不適切な点があること及び審査請求人の問合せ等に対する実施機関の応答が十分でなく知る権利が侵害されていることなどを主張しているが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定につき、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合において、実施機関の裁決に先立って諮問を受け、諾否決定の是非に関する意見を述べるのが責務であって、審査請求人の前記主張について論評する立場にはない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 5 月 31 日	○ 諮問受理
12 月 22 日 (第 159 回部会)	○ 審議
平成 29 年 1 月 26 日 (第 160 回部会)	○ 審査請求人から意見を聴取 ○ 実施機関の職員から処分理由を聴取
2 月 23 日 (第 161 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

（平成 29 年 2 月 28 日現在）（五十音順）